

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【現状】

これまで、NPO法人や株式会社による小規模保育事業、企業主導型保育事業、認可外保育事業について相談に応じ、開園への支援・援助を実施してきました。

新しく開園した施設については、円滑に保育運営ができるよう支援する必要があります。

【今後の方向性】

企業主導型保育事業等で今後も保育事業に新規参入する株式会社が見込まれることから、開園から運営までのサポートに努めていきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

なお、幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行を検討します。

第6章 計画の推進体制

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「瑞穂市次世代育成支援対策協議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、4章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進とともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日

条例第30号

改正 平成20年12月25日条例第42号

平成21年3月26日条例第2号

平成21年12月24日条例第18号

平成22年3月26日条例第3号

平成22年8月27日条例第26号

平成22年12月17日条例第35号

平成23年6月24日条例第11号

平成23年9月30日条例第13号

平成23年12月20日条例第23号

平成24年6月27日条例第14号

平成24年12月20日条例第32号

平成25年3月19日条例第6号

平成26年3月18日条例第10号

平成27年3月24日条例第6号

平成28年3月24日条例第4号

平成28年3月24日条例第8号

平成28年12月26日条例第27号

平成29年10月25日条例第13号

平成29年12月22日条例第15号

平成30年6月26日条例第14号

平成30年10月1日条例第19号

平成30年12月21日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担任事務)

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等（以下「審議等」という。）を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めるができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員（瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。）である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

4 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成30年瑞穂市条例第19号）の施行の日から平成33年8月20日までに新たに瑞穂市障害者自立支援協議会の委員になる者の委員の任期については、同条例による改正後の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

5 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成30年瑞穂市条例第24号）の施行の日から平成32年3月31日までに瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員になる者の委員の任期については、同条例による改正後の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成20年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月27日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第2条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則（平成22年12月17日条例第35号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第32号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表市長の瑞穂市総合計画策定審議会の項の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則（平成26年3月18日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例第1条による改正後の瑞穂市附属機関設置条例別表の規定による瑞穂市行政不服審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際、施行日前になされた行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てに係る申請、決定その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に瑞穂市要保護児童対策地域協議会の委員である者の委員の任期は、この条例による改正後の瑞穂市附属機関設置条例の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月26日条例第27号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表市長又は教育委員会の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月1日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に瑞穂市障害者自立支援協議会の委員である者は、この条例による改正後の別表の規定により瑞穂市障害者自立支援協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成33年8月20日までとする。

附 則（平成30年12月21日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員である者は、それぞれこの条例による改正後の別表の規定により瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成30年12月31日までとする。

別表(第2条関係)

付属機関の属する執行機関	附属機関名	担当する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
教育委員会	瑞穂市次世代育成支援対策協議会	次世代育成支援行動計画の策定及び推進並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するために必要な事項について調査審議すること。	20人以内	識見を有する者 保健・医療・福祉・教育・地域活動団体等次世代支援又は、子ども・子育て支援に関する者 市内に居住し、市内の事業所に勤務し、又は市内の大学に在学する18歳以上の者 その他教育委員会が適当と認める者	2年	教育委員会 幼児支援課

2 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 策定経過

開催日	審議内容等
平成 30 年 3 月 26 日	平成 29 年度第 1 回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 委嘱状の公布 (2) 会長・副会長の選任 (3) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
平成 31 年 1 月 9 日	平成 30 年度第 1 回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における平成 29 年度の事業実績について (2) 第 2 期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査（アンケート調査）について
平成 31 年 2 月 4 日～ 平成 31 年 2 月 18 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査を保護者を対象に実施 就学前児童 配布数 1,400 人 回収数 758 回収率 54.1% 就学児童 配布数 1,400 人 回収数 671 回収率 47.9%
令和元年 6 月 21 日	令和元年度第 1 回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における平成 30 年度の事業実績について (2) アンケート調査結果について
令和元年 8 月 28 日	令和元年度第 2 回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 第 2 期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年 11 月 25 日	令和元年度第 3 回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 第 2 期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年 12 月 16 日～ 令和 2 年 1 月 15 日	第 2 期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）へのパブリックコメント（意見）を募集
令和 2 年 2 月 12 日	令和元年度第 4 回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 第 2 期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の策定について

3 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 委員名簿

	区分	氏名	職名簿	
	子ども子育て支援に関する団体（労使）	大橋 香	大垣共立銀行 人事部 人事企画課	
	地域活動団体	大平 高司	瑞穂市自治会連合会代表	
	子ども子育て支援に関する団体	加藤 沙織	ほづみ幼稚園 PTA代表	
	福祉関係者	加藤 藤子	瑞穂市民生児童委員協議会代表	令和2年2月11日退任
	教育関係者	加納 精一	清流みずほ認定こども園 園長	
副会長	福祉関係者	河村 岳昌	瑞穂市社会福祉協議会	
	福祉関係者	菊井 愛	岐阜県中央こども相談センター 家庭支援課 係長	
	保健・医療関係者	京極 章三	もとす医師会代表	
	子ども子育て支援に関する団体	楫浦 良子	NPO 法人キッズスクエア瑞穂 理事長	
	子ども子育て支援に関する団体	杉田 真由美	清流みずほ認定こども園 保護者代表	
	市民代表	棚瀬 満理子	公募委員	
	市民代表	中林 由紀子	公募委員	
会長	識見を有する者	西垣 吉之	中部学院大学 教授	
	市民代表	服部 幸彦	公募委員	
	福祉関係者	福本 勝代	瑞穂市民生児童委員協議会代表	令和2年2月12日就任
	教育関係者	武藤 輝夫	瑞穂市青少年育成推進員	
	子ども子育て支援に関する団体	吉田 佳央里	瑞穂市保育所保護者会代表	

4 用語解説（50音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

【か行】

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

【さ行】

社会資源

生活する上で様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育

0～3歳未満児を対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病やその他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

編集・発行：瑞穂市 幼児支援課

〒501-0392

岐阜県瑞穂市宮田 300 番地2

電話：058-327-2147

FAX：058-327-2105



第2期瑞穂市
子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月
瑞穂市